

静岡県告示第648号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年10月3日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	掛川浜岡線	御前崎市池新田字下屋後割460番の2から	前	6.8~27.0	426.7
		御前崎市池新田字屋後坪2959番の5まで	後	10.8~27.0	426.7

=====

静岡県告示第649号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年10月3日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	浜北袋井線	袋井市延久字辻157番から	前	9.3~12.8	255.0
		袋井市延久字辻184番の1まで	後	10.5~16.0	255.0